

社会福祉法人きらきら福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらきら福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 評議員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員に対して、1年間の職務に対する報酬として、10,000円を支給する。
- (2) ただし、交通費については、別途実費を弁償する。

第4条 理事に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 理事に対して、1年間の職務に対する報酬として、20,000円を支給する。
- (2) 常勤または非常勤の理事に対しては、勤務実績に応じて報酬を支給する。
- (3) 理事会の交通費については、別途実費を弁償する。

第5条 監事に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 監事監査指導については、1回につき、15,000円を支給する。
- (2) 監事に対して、1年間の職務に対する報酬として、20,000円を支給する。
- (3) 交通費については、別途実費を弁償する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月28日から施行する。
2. 平成30年5月23日 理事会の決議を経て、一部改訂
3. 平成30年6月14日 評議員会の承認を経て、施行